

事 務 連 絡

平成20年7月4日

都道府県後期高齢者医療主管課（部）  
指定都市後期高齢者医療主管課（部）  
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局

} 御中

厚生労働省保険局総務課

高齢者医療企画室

「高齢者医療の円滑な運営のための負担の軽減等について」に係る  
条例改正参考例の一部修正について

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の施行につきましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記について、平成20年7月1日事務連絡において条例改正参考例をお示ししていたところですが、以下のとおり、一部修正を行いましたので、修正後の条例改正参考例を送付いたします。各都道府県後期高齢者医療広域連合事務局におかれましては、条例改正の手続きを行っていただいている中、御迷惑をおかけいたしますが、よろしく願いいたします。

都道府県後期高齢者医療主管課（部）におかれては、貴管内の市町村（特別区を含む。）への周知をお願いいたします。

修正箇所

附則第12条の次に次の一項を加える。

- 2 前項の支払回数割保険料額の見込額は前二条の規定を適用しないものとして算定した額とする。

新旧対照条文

◎ 後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（参考例）

（傍線部分は改正部分）

| 改正案   | 現行   |
|---|--|
| <p>附則<br/>（平成二十年度及び平成二十一年度における保険料の賦課総額の算定の特例）</p> <p>第七条 平成二十年度及び平成二十一年度における保険料の賦課総額の算定について第十七条の規定を適用する場合には、同条中「第十九条又は第二十条」とあるのは、「第十九条若しくは第二十条又は附則第八条、附則第十条、附則第十一条若しくは附則第十二条」とし、同条中「被保険者均等割額」とあるのは、「被保険者均等割額又は所得割額」とする。</p> <p>（平成二十年度における所得の少ない者に係る所得割額の減額の特例）</p> <p>第十条 平成二十年度における保険料の算定の基礎に用いる基礎控除後の総所得金額等が五十八万円以下の被保険者に対して賦課する所得割額は、当該被保険者につき算定した所得割額から当該所得割額に二分の一を乗じて得た額を控除して得た額とする。</p> <p>2 前項の規定により算定した額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</p> | <p>附則<br/>（平成二十年度及び平成二十一年度における保険料の賦課総額の算定の特例）</p> <p>第七条 平成二十年度及び平成二十一年度における保険料の賦課総額の算定について第十七条の規定を適用する場合には、同条中「第十九条又は第二十条」とあるのは、「第十九条若しくは第二十条又は附則第八条」とする。</p> |

(平成二十年度における所得の少ない者に係る被保険者均等割額の減額の特例)

第十一条 平成二十年度において、第十九条第一項第一号に規定する被保険者(被扶養者であつた被保険者を除く。)に対して賦課する被保険者均等割額は、同条第一項第一号及び第二項の規定により算定した被保険者均等割額に六分の一を乗じて得た額(百円未満の端数があるときはこれを切り捨てて得た額)に三を乗じて得た額とする。

第十二条 平成二十年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例

第十二条 平成二十年度において、第十九条第一項第一号に規定する被保険者(被扶養者であつた被保険者を除く。)に対する前二条の規定により算定した保険料の賦課額(ただし、賦課期日後において被保険者の資格取得又は喪失があつた場合は、当該賦課額について第十八条の規定により月割をもつて算定した額とする。)から、当該被保険者の保険料につき、特別徴収の方法により徴収するものとならば、令附則第十二条第三項の規定に基づき徴収するものとされる支払回数割保険料額の見込額に三を乗じて得た額(ただし、賦課期日後において被保険者の資格取得又は喪失があつた場合は、当該額について第十八条の規定に準じて月割をもつて算定した額とする。)を減じて得た額がある場合で、当該額が五百円未満である場合については、これを免除する。

2 前項の支払回数割保険料額の見込額は前二条の規定を適用しないものとして算定した額とする。